

普通会計分

新地方公会計制度に基づく普通会計財務書類4表（総務省方式改定モデル）（2期比較）

【決算年度：平成23年度】

【貸借対照表】

（単位：百万円）

資産の部（借方）	平成22年度	平成23年度	増減	負債の部（貸方）	平成22年度	平成23年度	増減
1. 公共資産				①固定負債			
(1) 生活インフラ資産	16,669	16,390	△ 279	(1) 地方債	7,885	8,108	223
(2) 事業用資産	14,831	14,202	△ 629	(2) 長期未払金	346	251	△ 95
(3) 売却可能資産	51	93	42	(3) 退職手当引当金	1,971	1,744	△ 227
2. 投資等				②流動負債			
(1) 投資及び出資金	1,786	1,823	37	(1) 翌年度償還予定地方債	784	804	20
(2) 貸付金	0	0	0	(2) 未払金	90	84	△ 6
(3) 基金等	502	719	217	(3) その他	77	75	△ 2
3. 流動資産				負債合計	11,153	11,065	△ 87
(1) 財政調整基金等	151	211	60	純資産の部			
(2) 歳計現金	400	240	△ 160	純資産合計	23,266	22,639	△ 627
(3) 未収金	29	27	△ 2				
資産合計	34,419	33,705	△ 715	負債・純資産合計	34,419	33,705	△ 715

【資金収支計算書】

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	増減
1. 経常的収支	1,508	1,306	△ 202
2. 公共資産整備収支	△ 422	△ 505	△ 83
3. 投資・財務的収支	△ 1,145	△ 961	184
当期収支	△ 59	△ 160	△ 101
期首資金残高	459	400	△ 59
期末資金残高	400	240	△ 160
(基礎的財政収支)			0
収入総額	7,490	7,942	452
支出総額	△ 7,549	△ 8,102	△ 553
地方債発行額	△ 1,199	△ 1,033	166
地方債元利償還額	835	934	99
減債基金等増減	115	80	△ 35
基礎的財政収支	△ 308	△ 179	129

【行政コスト計算書】

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	増減
経常行政コスト	6,216	6,389	173
1. 人に係るコスト			
(1) 人件費	1,195	1,218	23
(2) 退職手当引当金繰入	107	△ 55	△ 162
(3) 賞与引当金繰入	77	75	△ 2
2. 物に係るコスト			
(1) 物件費	982	1,212	230
(2) 維持補修費	140	115	△ 25
(3) 減価償却費	1,035	1,056	21
3. 移転支出的なコスト			
(1) 社会保障給付	594	661	67
(2) 他会計への支出	1,931	1,955	24
4. その他のコスト			
(1) 公債費（利払い）	145	143	△ 2
(2) 回収不能見込計上額	9	8	△ 1
経常収益	164	135	△ 29
使用料・手数料等	145	121	△ 24
純経常行政コスト	6,052	6,254	202
（経常費用－経常収益）			

【純資産変動計算書】

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	増減
期首純資産残高	23,660	23,266	△ 394
純経常行政コスト	△ 6,052	△ 6,254	△ 202
財源調達			
町税	1,494	1,535	41
地方交付税	2,963	3,030	67
その他行政コスト充当財源	457	481	24
補助金等（経常）	971	1,062	91
補助金等（建設）	168	506	338
その他	△ 395	△ 987	△ 592
期末純資産残高	23,266	22,639	△ 627

【用語の説明】

1 貸借対照表

この表は、どのような資産をどのような負担で蓄積してきたのかを表しています。

(1) 資産の部

①公共資産：土地や建物など、インフラ資産や施設などの資産です。
②投資等：他会計の出資金、特定目的基金や過年度分の町税（債権）など資産です。
③流動資産：繰越金や現年度町税の収入未済額などの資産です。

(2) 負債の部（将来世代の負担）

①固定負債：翌々年度以降の地方債や退職手当引当金（当該年度に全職員が退職した場合の支給額）などの負債です。
②流動負債：翌年度の地方債や賞与引当金（次年度6月に支給する期末勤労手当のうち12月から3月に在職により発生する分）などの負債です。

(3) 純資産の部

①純資産：補助金、これまでに負担した税金など国県の負担、過去又は現世代の負担です。

2 資金収支計算書

この表は、1年間に発生した現金の出入りを「経常的収支」、「公共資産整備収支」、「投資・財務的収支」の3つの性質に区分し示したものです。

また「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」とは、町債などの借入収入と基金取り崩し額を除いた税収などによる歳入と、借入に対する元利償還金と基金積立額を除いた歳出の収支です。収支が均衡していれば、借金に頼らず歳出が賄えていることとなります。

3 行政コスト計算書

この表は、1年間の経常的な行政サービス活動に要したコストを計算する表です。「人に係るコスト」、「物に係るコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」の4つに性質別に区分されます。「経常費用」から「経常収益」を除いた「純経常行政コスト」は、純資産を減少させることとなるため、純資産変動計算書にマイナス値で転記されます。

4 純資産変動計算書

この表は、貸借対照表の純資産の部について、期首残高から期末残高までの1年間の純資産の増加・減少の変動状況を記載する表です。純資産の変動要因には、純経常行政コスト、国県補助金等の受け入れ、町税や地方交付税等の一般財源の受け入れ、臨時損益、資産評価差額などがあります。

財務書類の基本的な分析指標

1 社会資本形成の世代間負担比率

(1) 現世代負担比率

$$\frac{\text{純資産合計}}{\text{公共資産合計}} = 73.8\% \quad (73.7\%)$$

(2) 将来世代負担比率

$$\frac{\text{地方債残高}}{\text{公共資産合計}} = 29.0\% \quad (27.5\%)$$

○ 純資産は、過去及び現世代の負担により形成された財産の額を示しています。公共資産残高に対する純資産の割合は、現存する社会資本（公共資産）のうち、どれだけこれまでの世代の負担（既に納付された税金等）で賄われたかを示すものです。

公共資産は、それを使用することにより住民サービスを生み出すものであり、純資産比率が高ければ、これまでの世代が負担した税金等で形成された資産から、将来にわたってサービスが受けられるため、将来世代の負担が少ないといえます。逆に、公共資産残高に対する地方債残高の割合が高ければ、現在使用する資産を将来納付される税金等により形成していることになるため、将来世代の負担が大きいのといえます。

これらの比率を見ることで、社会資本の整備が世代間でどのように負担されているのか考察することができます。

2 歳入額対資産比率

$$\frac{\text{資産合計}}{\text{資金収支計算書の収入合計}} = 4.24 \quad (4.60)$$

○ 貸借対照表上の「資産合計」は、社会資本として形成された固定資産や積立てられた基金など、資産総額を表しています。この「資産合計」が「歳入合計」の何年分に相当するか表したものです。社会資本の整備の度合いを示す指標といえます。

この比率が高いほどストックとしての社会資本の整備が進んでいるといえます。

3 有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産	金額（単位：百万円）	割合
①生活インフラ・国土保全	16,390	53.4%
②教育	10,295	33.5%
③福祉	687	2.2%
④環境衛生	210	0.7%
⑤産業振興	1,813	5.9%
⑥消防	103	0.3%
⑦総務	1,187	3.9%
合計	30,685	

○ 有形固定資産の行政目的別残高とその割合を見ることにより、資産形成の重点分野を把握することができます。

4 資産老朽化比率

$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額}} = 45.2\% \quad (44.1\%)$$

（注記）
※有形固定資産のうち、土地は6,252百万円です。また有形固定資産の減価償却累計額は20,153百万円です。

○ 取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、平均してどの程度の年数が経過しているのかを確認することができます。

5 受益者負担比率

$$\frac{\text{経常収益（業務収益）}}{\text{経常行政コスト合計（経常費用）}} = 2.1\% \quad (2.6\%)$$

○ 経常収益はいわゆる受益者負担の金額であるため経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができる。この割合が他団体に比べて著しく低い場合などは、原因を詳細に検討する必要があります。

6 行政コスト対公共資産比率

$$\frac{\text{経常行政コスト（経常費用）}}{\text{公共資産}} = 20.8\% \quad (19.7\%)$$

○ 行政コストの公共資産に対する比率は、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、またその主な内容を知るうえで参考となる指標であります。

7 行政コスト対税収等比率

$$\frac{\text{純経常行政コスト（経常費用）}}{\text{一般財源＋補助金等受入（その他一般財源分のみ）}} = 94.5\% \quad (100.0\%)$$

（注記）
※純経常行政コストより、一般財源は5,047百万円です。また補助金等受入（その他一般財源分）は1,567百万円です。

○ 純経常行政コストに対する一般財源の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純行政コストのうち、どれだけ当年度の負担で賄われたかが分かります。

比率が100%を下回っている場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたこと（もしくはその両方）を表しており、逆に比率が100%を上回っている場合は、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（もしくはその両方）を表しています。